

2014年(平成26年)3月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路台帳及び水路台帳の整備事務，道路，水路及び準用河川の境界確定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)3月4日付けで諮問(第639号)された道路台帳及び水路台帳の整備，道路，水路及び準用河川の境界確定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本業務を執行するに当たり，個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

建築指導課が作成する建築基準法施行規則第10条の2に規定する指定道路図(以下「図面」という。)は，市民又は事業者が建築物の新築等をする際の建築確認申請手続きの際，又は不動産取引の際にその土地が接する道路が建築基準法(以下「法」という。)第42条に規定されるどの道路種別に該当するのかを確認するために使用され，同じく指定道路調書(以下「調書」という。)は市民又は事業者が土地に接している指定道路の位置等を確認する際の参考資料として使用されるものである。

図面の作成については、建築指導課で保有している情報等の他、参考資料の一つとして道路管理課で保有する道路台帳平面図及び境界確定図の情報（道路認定の有無、道路区域、現況道路の幅員）と作成する図面の整合が不可欠であり、この確認を行った上で作成する必要がある。また調書の作成に当たっても、調書第二面の位置図を作成する際に境界確定図が持つ境界に関する情報を原典資料又は参考資料として使用させることが合理的である。

道路管理課が管理している道路台帳平面図及び境界確定図については、道路管理課が道路法等に基づき作成し、窓口にて交付又は閲覧に供しているもので、これは藤沢市個人情報の保護に関する条例第9条により登録されている。これらを建築基準法に基づく図面及び調書の作成に利用させる行為は、条例第12条に規定された目的外利用に該当すること、また、それに伴い膨大な量の道路台帳平面図（約660面：紙媒体）及び境界確定図（約2万4千ファイル：電子媒体）を事務効率上コンピュータ処理する必要があることから、条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課

建築指導課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

(ア) 道路台帳平面図（紙媒体）

事務の名称 道路台帳及び水路台帳の整備

(イ) 境界確定図（電子媒体）

事務の名称 道路、水路及び準用河川の境界確定

ウ 目的外利用させることの必要性

図面及び調書の作成において利用する個人情報は、市内全域の道路が対象となる。

このうち、道路管理課で管理している道路台帳平面図は、市が管理する道路を対象として測量等を行い作成しているものであり、また境界確定図についても市が管理する道路を対象として測量を行い、隣接地権者と協議等を行なった上で作成しているものである。これらの情報については道路管理課が道路法等に基づき作成したものであり、道路管理課のみが保有している情報である。

建築の可否等のため法第42条における道路種別を判断する際には、建築指導課が保有する情報等の他、道路法に基づく道路も判断の対象となることから道路情報を提供し、整合性を保つことが合理的である。

このことから、道路管理課の個人情報を目的外利用させる必要性があると考えらる。

(3) 引渡しの方法について

道路台帳平面図については紙媒体を道路管理課内で道路管理課職員が建築指導課に貸与し、受け渡し確認の文書を交わす。

境界確定図については、道路管理課の単独のサーバより道路管理課職員にて zsd 形式イメージデータと zsd 形式 CAD データをパスワードロック付き USB メモリに抽出し、受け渡し確認の文書を交わし建築指導課に引き渡す。

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報とは、通知すべき相手が多数で通知する費用が過分に必要となること、また、通知すべき相手が多数で事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、建築指導課にて「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨をホームページ及び広報ふじさわにて周知を図る。

(5) 情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

図面及び調書作成のために利用させる個人情報は、道路台帳平面図(約660面)及び道路境界確定図(約2万4千ファイル)であるが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が合理的である。

道路境界確定図(電子媒体)の処理については、ネットワークに接続されていない単独サーバより道路管理課にてパスワードロック付き USB メモリに抽出後、建築指導課に引き渡し、建築指導課にて委託業者に引き渡すこととしている。また、道路台帳平面図(紙媒体)については、道路管理課より建築指導課に引き渡し管理を徹底させ、建築指導課より委託業者に引き渡すこととする。

また、作業完了後に委託業者よりコンピュータ処理され建築指導課に引き渡された電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

ア その業務に当たる建築指導課の必要最小限の職員及び委託業者のみが利用すること

イ 本業務の目的以外には利用しないこと

ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市個人情報保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全対策に努めさせるものとする。

(6) 実施時期

2014年3月14日以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

図面及び調書の作成において利用する個人情報は、市内全域の道路が対象となる。

このうち、道路管理課で管理している道路台帳平面図は、市が管理する道路を対象として測量等を行い作成しているものであり、また境界確定図についても市が管理する道路を対象として測量を行い、隣接地権者と協議等を行なった上で作成しているものである。これらの情報については道路管理課が道路法等に基づき作成したものであり、道路管理課のみが保有している情報である。

建築の可否等のため法第42条における道路種別を判断する際には、建築指導課が保有する情報等の他、道路法に基づく道路も判断の対象となることから道路情報を提供し、整合性を保つことが合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報は、通知すべき相手が多数で通知する費用が過分に必要となること、また、通知すべき相手が多数で事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民へは建築指導課が広報ふじさわに掲載することで周知を図ることである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

図面及び調書作成のために利用させる個人情報は、道路台帳平面図(約660面)及び道路境界確定図(約2万4千ファイル)であるが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が合理的である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

道路境界確定図(電子媒体)の処理については、ネットワークに接続されていない単独サーバより道路管理課にてパスワードロック付きUSBメモリに抽出後、建築指導課に引き渡し、建築指導課にて委託業者に引き渡すこととしている。また、道路台帳平面図(紙媒

体)については、道路管理課より建築指導課に引き渡し管理を徹底させ、建築指導課より委託業者に引き渡すこととする。

また、作業完了後に委託業者よりコンピュータ処理され建築指導課に引き渡された電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる建築指導課の必要最小限の職員及び委託業者のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市個人情報保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全対策に努めさせるものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上